

報道関係者各位

平成 31 年 3 月 4 日

【照会先】

(36 協定・労働条件通知書に関すること)

沖縄労働局 労働基準部 監督課

監督課長 上野 諭

主任監察監督官 平良 喜作

(電話) 098 (868) 4303

(働き方改革関連法全般に関すること)

沖縄労働局 雇用環境均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 本村 英希

(電話) 098 (868) 4380

36 協定、労働条件通知書の周知・啓発について

～連合沖縄による「Action36! (サブロクの日)」の36協定の周知・啓発と連携～

～3月は「沖縄労働局 労働条件明示・書面交付強化月間」です～

沖縄労働局（局長 安達隆文）では、本年4月の時間外労働の上限規制など働き方改革関連法の施行に向け、36協定を沖縄県内の皆様に広く周知するため、以下の取組を行います。36協定の意義を知っていただくことは、働き方改革を進めていただく上で最も重要なことです。

さらに、特に新規採用が最も多いと考えられる新年度に入る直前の3月を「労働条件明示・書面交付強化月間」と定め、以下の取組を行います。

書面による労働条件の明示がされていないことが、労働基準関係法令違反や個別労働紛争など労使間トラブルの原因の一つとなることから、書面による労働条件の明示を確実にを行い、安心して働くことのできる職場環境づくりを行っていくことが重要です。

1 36協定と労働条件通知書の周知・啓発の取組

36協定と労働条件通知書の重要性について、沖縄県内の皆様に広く知っていただくため、沖縄労働局長など労働局幹部が、連合沖縄及び各使用者団体等と連携し、以下の日時・場所にて、それらの周知・啓発を実施します。

日時 平成 31 年 3 月 6 日 (水) 17:00～18:00

場所 那覇市県民広場 (那覇市泉崎 1 - 2 - 3)

2 労働条件明示・書面交付強化月間 (平成31年3月1日～同年3月31日) における取組

(1) 沖縄労働局、管内の労働基準監督署、ハローワーク内にポスターの掲示、のぼり旗

の設置

- (2) 那覇第2 地方合同庁舎電光掲示板への「労働条件明示・書面交付強化月間」の表示
- (3) 沖縄労働局、管内の労働基準監督署、ハローワークの窓口でリーフレット等の配布
- (4) 沖縄労働局が実施する各種説明会等におけるリーフレット等の配布
- (5) 沖縄県、県内市町村への周知のための協力依頼